

渋谷間税会委員会運営規定

(平成17年6月8日改正)

(目的)

第1条 本委員会規定は、渋谷間税会第19条第2項の規定に基づき設置し、同規約第3条の目的を達成するため同規約第4条の事業を効果的に遂行することを目的とする。

(種類)

第2条

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 総務委員会 | (2) 組織委員会 |
| (3) 事業委員会 | (4) 広報委員会 |
| (5) 情報委員会 | (6) 税制委員会 |
| (7) 厚生委員会 | |

2 前項の委員会のほか、必要に応じ臨時の委員会を設けることができる。

(職務)

第3条 委員会は理事会の管理のもとに別表に掲げる職務を担当する。

(構成)

第4条 委員会は、委員長(1名)副委員長(3名以内)及び委員(若干名)によって構成する。

2 委員会の構成員数は15名以内とする。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に参加させることができる。ただし議決権はないものとする。

(資格)

第5条 委員会の委員長の資格は、常任理事以上とし、副委員長の資格は理事以上とする。

2 委員の資格は、次の者とする。

- (1) 理事
- (2) 各支部、青年部会、経研部会、女性及び文化部会並びに**参与会**から推挙された者
- (3) 会員たる法人の代表者、役員又は従業員
- (4) 事務局長及び事務局職員

(委員長・副委員長の選出、選任及び委嘱)

第6条 委員長・副委員長の選出は、会長が行う。

2 委員長・副委員長の選任は、理事会がこれを行う。

3 委員長・副委員長の委嘱は、理事会承認後に、会長がこれを行う。

(委員の選出、選任及び委嘱)

第7条 委員の選出は、委員長並びに副委員長が委員の資格を有する者の中から行う。

2 委員の選任は、委員長の答申を受けて、理事会がこれを行う。

3 委員の委嘱は、理事会承認後に、会長がこれを行う。

(任期及び解任)

第8条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長、副委員長及び委員としてふさわしくない行為があった者は、理事会の決議を経て、会長がこれを解任する。

3 補欠又は増員のために選出された委員長、副委員長の任期は、前1項の任期にかかわらず、その期の残余期間とする。

4 委員長、副委員長は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(報酬)

第9条 委員長、副委員長及び委員の報酬は原則として無報酬とする。ただし常勤する役員並びに専従職員についてはこの限りではない。

(職務)

第10条 委員長、副委員長及び委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、委員会を代表し、事業の目的を遂行するため、他の委員会と密接、かつ円滑な連携のもとに会務の計画、実施、統制等の任に当たり、理事会にその結果を答申報告し必要に応じて理事会の承認を受ける。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。

(3) 委員は、委員長の指示により、委員会の事業遂行の任に当たる。

(議長)

第11条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

2 委員長に支障あるときは、副委員長が議長の任に当たる。

(会議の成立及び議決の方法)

第12条 会議は構成員数の3分の2以上をもって成立する。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(事業計画(案)並びに収支予算(案)の策定及び答申)

第13条 委員会は、毎月2月末までに、翌年度の事業計画(案)並びに収支予算(案)を策定する。

- 2 策定した翌事業年の事業計画（案）並びに収支予算（案）は委員長が常任理事会に答申する。
- 3 期中における事業計画（案）並びに収支予算（案）に係わる大幅な修正の必要性が生じた場合は速やかに常任理事会に答申する。

（事業の実施及び予算の執行）

第14条 委員会は年度当初のなるべく早い時期に会議を開催し、担当委員会の事業計画を完全に達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 事業分担の決定
 - (2) 四半期別の事業目標に対する実施細目の決定
 - (3) 関係委員会等との調整事項
- 2 委員会は、定例会議を開催し、次の事項を協議する。
- (1) 前期実績の検討と改善事項の確認
 - (2) 今期事業計画についての細目の打合わせ
 - (3) 常任理事会への答申資料の作成
 - (4) その他の必要な事項

（事業報告（案）並びに収支決算（案）の策定及び答申）

第15条 委員会は、毎年3月末までに、当該事業年度の事業報告（案）並びに収支予算（案）を策定し委員会が常任理事会に答申する。

- 2 必要に応じて中間事業報告（案）並びに中間収支決算（案）を策定し、委員長が常任理事会に答申する。
- 3 その他、理事会並びに常任理事会からの要求事項について、委員長が答申する。

（税務署に対する協力要請）

第16条 委員長は、会長を通して、税務署に対し、毎年、委員会別に担当官（統括官又は総括上席調査官）を指定して、各委員会の事業活動が創造的、かつ、積極的に実施されるようその指導に当たることを要請する。

（その他）

第17条 各委員会は事業活動を円滑に遂行するため、横の連絡を密にしつつ、互いに協力し合うものとする。

- 2 この規定の施行に必要な事項は、会長がこれを決定する。
- 3 この規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 . この規定は、平成7年3月28日承認制定（平成7年4月1日から実施）
- 2 . この規定は、平成11年7月27日改訂、平成11年4月1日から実施する。
- 3 . この規定は、平成17年6月8日改訂、平成17年6月9日より実施する。